

令和2年第1回浦幌町議会定例会（第4号）

令和2年3月11日（水曜日）

開議 午前10時00分

閉会 午後 2時23分

○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告
- 日程第 2 諸般の報告（議長）
- 日程第 3 行政報告（町長、教育長）
- 日程第 4 議案第21号 令和2年度浦幌町町有林野特別会計予算
- 日程第 5 議案第22号 令和2年度浦幌町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第23号 令和2年度浦幌町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 7 議案第24号 令和2年度浦幌町介護保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第25号 令和2年度浦幌町浦幌町立診療所特別会計予算
- 日程第 9 議案第26号 令和2年度浦幌町公共下水道特別会計予算
- 日程第10 議案第27号 令和2年度浦幌町個別排水処理特別会計予算
- 日程第11 議案第28号 令和2年度浦幌町簡易水道特別会計予算
- 日程第12 議案第29号 浦幌町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第30号 令和元年度浦幌町一般会計補正予算
- 日程第14 議案第31号 令和元年度浦幌町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 日程第15 発委第 1号 浦幌町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第16 発議第 1号 議員の派遣について
- 日程第17 発議第 2号 所管事務調査について

○出席議員（11名）

- | | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|
| 1番 | 沼 | 尾 | 昌 | 也 | 2番 | 栗 | 山 | 博 | 文 |
| 3番 | 高 | 橋 | | 匠 | 4番 | 伊 | 藤 | 光 | 一 |
| 5番 | 澤 | 口 | 敏 | 晴 | 6番 | 安 | 藤 | 忠 | 司 |
| 7番 | 福 | 原 | 仁 | 子 | 8番 | 河 | 内 | 富 | 喜 |
| 9番 | 阿 | 部 | | 優 | 10番 | 森 | | 秀 | 幸 |
| 11番 | 田 | 村 | 寛 | 邦 | | | | | |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

特 別 職

町 長	水 澤 一 廣
副 町 長	山 本 輝 男

町 部 局

総務課長	獅子原 将 文
総務課財政係長	菅 野 泰 範
まちづくり政策課長	岡 崎 史 彦
町民課長	鈴 木 広
町民課参事	佐 藤 亘
町民課保険医療係長	寺 澤 祐 哉
町民課納税係長	熊 川 正 則
保健福祉課長	廣 富 直 樹
保健福祉課参事	佐 藤 栄 一
保健福祉課長補佐	中 田 進
保健福祉課 高齢者福祉係長	佐 藤 克 洋
保健福祉課保健予防係長	新 宅 真 起 子
保健福祉課 包括支援センター所長	志 賀 裕 子
産業課長	小 川 博 也
産業課参事	小 林 昭 典
産業課長補佐	吉 田 尚 哉
施設課長	早 瀬 実 城
施設課長補佐	小 笠 原 秀 城
施設課水道業務係長	斉 藤 和 也
施設課水道施設係長	島 田 拓
上浦幌支所長	山 本 浩 宣
会計管理者	正 保 操
診療所事務長	新 川 寿 雄

教育委員会

教 育 長	久 門 好 行
教 育 次 長	熊 谷 晴 裕

農業委員会

会 長	小 川 博 幸
事 務 局 長	坂 下 利 行

監 査 委 員

代表監査委員	神 谷 敏 昭
--------	---------

○出席議会事務局職員

局 長	小 島 師 紀
議 事 係 長	川 上 信 義

◎開議の宣告

○田村議長 ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事につきましては、配付しております日程表により進めますので、よろしくお願いをいたします。

◎議会運営委員長報告

○田村議長 日程第1、議会運営委員長報告を許します。

安藤委員長。

○安藤議会運営委員長 議会運営委員長報告をいたします。

令和2年第1回浦幌町議会定例会、本日11日の運営について、3月6日午後に議会運営委員会を開催し、町理事者より追加議案の説明を受け、また10日午後の議会運営委員会において会期及び日程等について協議をいたしましたので、報告します。

本日の議事は、諸般の報告、行政報告に続き、令和2年度各特別会計予算、議案第21号から第28号まで8件、追加議案として一般議案、第29号の1件、補正予算は議案第30号及び第31号の2件、議会提出は発委1号のほか、議員の派遣及び所管事務調査であります。本日をもって最終日とします。

なお、本日午後2時46分に東日本大震災追悼式における弔意表名のため、会議中である場合は黙祷を行うこととしております。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

以上、議会運営委員長報告といたします。

○田村議長 これで議会運営委員長報告を終わります。

◎日程第2 諸般の報告

○田村議長 日程第2、諸般の報告をいたします。

令和2年3月2日から3月10日までの議長等の動静につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、御覧願います。

その他につきましては、特に報告すべき事項はありません。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 行政報告

○田村議長 日程第3、行政報告を許します。

町長。

○水澤町長 行政報告を行います。

令和2年3月2日から令和2年3月10日までの町長等の動静につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、御覧おきを願います。

2のその他につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に関わる幼稚園及び児童施設等の対応について報告いたします。3月2日、本定例会におきまして新型コロナウイルス感染症対策について行政報告をしたところですが、町内の小中学校が2月27日から1週間程度臨時休業となり、学童保育所及び子ども発達支援センターくれよん広場については、3月4日まで休所の措置を取ったところです。休所の措置を取った同日の27日には、安倍内閣総理大臣が新型コロナウイルス感染症対策本部の会合において全国の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に対し、3月2日から春休みまで感染するリスクを予防する観点から全て臨時休業とするよう要請があり、本町の小中学校においても春休みとなる日の前日である3月24日まで臨時休業となったところです。政府は、企業等に対して子どもを持つ従業員等が休暇を取得できるよう配慮をお願いするとともに、保護者が労働等により昼間家庭にいない子どものうち特に小学校低学年の子ども等については、留守番が困難な場合や保護者が休暇を取得することが困難な場合も想定されることから、放課後児童健全育成事業、学童保育所や放課後等デイサービス事業、子ども発達支援センターくれよん広場は、感染の予防に留意した上で原則として開所するよう通知があったところです。これを受けまして、浦幌幼稚園、しらかば保育園及び上浦幌ひまわり保育園につきましては、感染予防対策をさらに強化しながら引き続き開園することとし、学童保育所及び子ども発達支援センターくれよん広場につきましては、3月5日から開所することとしたところがあります。なお、学童保育の開所場所は浦幌幼稚園と、学童保育を同じ場所で同時に実施することは保育の安全面や感染リスクが高まることなど懸念されることから、中央公民館での保育に変更し、開所時間を午前8時30分から午後5時30分まで延長し、受け入れているところです。開所に当たっては、何よりも子どもたちの健康、安全を第一に考え、多くの子どもたちや支援員等が日常的に長時間集まることによる感染リスクにあらかじめ備えなければならないことから、お子様やご家庭の中に少しでも発熱等風邪の症状が見られる場合は登所を控えていただくとともに、感染予防対策の強化をお願いし、感染が心配な保護者につきましてはご家庭での保育の協力も併せてお願いしているところです。

以上、新型コロナウイルス感染症等対策に関わる幼稚園及び児童保育施設等の対応についての報告といたします。

以上です。

○田村議長 次に、教育長。

○久門教育長 行政報告。

新型コロナウイルス感染症に関する3月2日以降の対策について報告いたします。教育委員会では、北海道知事及び北海道教育委員会教育長から臨時休業の要請を受け、町内の小中学校を2月27日より一定期間、1週間程度の臨時休業としましたが、さらに要請があり、3月24日までを休業期間としました。休業期間中、小中学校では長期化する臨時休業に対応するため、児童生徒や保護者が生活面や学習面など個別に相談したい場合、保護者の要望に基づき来校相談や家庭訪問、または電話による相談を行うなどの個別対応の相談

を実施しています。

3月5日、臨時校長会議を開催し、3月4日に北海道教育委員会教育長より通知のあった小中学校における卒業式の対応について協議を行い、3月13日に実施する浦幌中学校、上浦幌中学校の卒業式、3月24日に実施する浦幌小学校、上浦幌中央小学校の卒業式については、時間を短縮し、来賓や在校生の出席を取りやめることなどを確認するとともに、感染予防を徹底して、保護者に出席していただくこととしました。

3月9日、北海道教育委員会が新型コロナウイルス感染症による臨時休業期間の長期化に伴い、子どもの心身のケアと新学期に向けた準備のため分散登校の実施が必要と判断したことから、十勝管内の臨時教育長会議で協議を重ねた結果、各自治体の判断で行うこととし、町内小中学校においては3月11日、12日及び18日、19日の日程で分散登校を実施することとしました。

なお、今後の対応につきましては、児童生徒の心身の健康状態や学習状況の把握等を行い、引き続き国や北海道の動向を踏まえ、判断したいと考えております。

以上、新型コロナウイルス感染症に関する対策についての報告といたします。

○田村議長 これにて行政報告を終わります。

◎日程第4 議案第21号

○田村議長 日程第4、議案第21号 令和2年度浦幌町町有林野特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長。

○小川産業課長 それでは、浦幌町町有林野特別会計予算書の1ページを御覧ください。あわせて、町有林野特別会計予算説明資料の45ページから47ページを御覧願います。議案第21号 令和2年度浦幌町町有林野特別会計予算。

令和2年度浦幌町の町有林野特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,025万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年3月2日提出、十勝郡浦幌町長。

この会計は、制限林を含めまして町有林3,944ヘクタールの管理、造成を行うための特別会計でございます。

2ページを御覧願います。第1表、歳入歳出予算につきましては説明を省略させていただきます。

4ページを御覧願います。歳入歳出予算事項別明細書、1、総括につきましても説明を省略をさせていただきます。

予算書の6ページを御覧願います。2、歳入、1款道支出金、1項道補助金、1目造林補助、本年度予算額8,379万2,000円、この目につきましては町有林の施業に係る植栽、下草刈り、間伐、地ごしらえ、野そ駆除などに対する道補助金でございます。主な増額の内容につきましては、1節造林補助71万6,000円、3節森林整備加速化・林業再生事業補助金1,650万円の増で、造林事業及び林業専用道開設事業に係る補助金の増額でございます。1節造林補助、2節野そ駆除補助、3節森林整備加速化・林業再生事業補助金につきましては、予算説明資料46ページに記載のとおりでございます。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度予算額41万2,000円、この目につきましては町有林の土地貸付料でございます。

2目利子及び配当金、本年度予算額10万円、この目につきましては町有林野事業基金に係る利子でございます。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、本年度予算額1,050万5,000円、この目につきましては留真団地ほかの町有林16.04ヘクタールの皆伐による立木売払い代金でございます。1節立木売払収入は、材積数2,778立方メートルの減によりまして502万5,000円の減額の内容で、予算説明資料46ページに記載のとおりでございます。

2目素材売払収入、本年度予算額1,087万6,000円、この目につきましては町有林123.6ヘクタールの間伐に係る間伐材売払い代金でございます。1節間伐材売払収入は、材積数494立方メートルの減により163万4,000円の減額の内容で、予算説明資料46ページに記載のとおりでございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額370万円、この目につきましては職員人件費の一部に係る一般会計からの繰入金でございます。

2項1目基金繰入金、本年度予算額3,085万5,000円、この目につきましては町有林野事業基金からの繰入金でございます。

7ページを御覧願います。4款1項1目繰越金、本年度予算額1万円、この目につきましては前年度からの繰越金でございます。

5款諸収入、1項1目雑入、本年度予算額1,000円、減額の内容につきましては植栽に係りますニトリ北海道応援基金助成金の終了に伴うものでございます。

8ページを御覧願います。3、歳出、1款1項1目財産管理費、本年度予算額1,781万6,000円、この目につきましては町有林の維持管理に係る人件費及び事務等に要する経費でございます。減額の主なものは、13節使用料及び賃借料で機械借り上げ料230万2,000円の減額の内容でございます。11節役務費、12節委託料、13節使用料及び賃借料につきましては、予算説明資料47ページに記載のとおりでございます。

9ページを御覧願います。2款1項財産造成費、1目造林費、本年度予算額1億1,471万7,000円、この目につきましては町有林の管理、造成に要する経費でございます。増額の主なものは、林業専用道開設に伴う12節委託料で140万円、14節工事請負費で1,390万円の増、造林事業面積の増に伴います14節工事請負費669万4,000円、15節、苗木購入のための原材

料費226万2,000円の増額の内容でございます。12節委託料、14節工事請負費、15節原材料費につきましては、予算説明資料47ページに記載のとおりでございます。

3款1項公債費、1目元金、本年度予算額670万3,000円、この目につきましては公有林整備事業債に係る償還元金でございます。

2目利子、本年度予算額96万5,000円、この目につきましては公有林整備事業債に係る償還利子でございます。

4款1項1目予備費、本年度予算額5万円、この目につきましては予備の支出に備えるための費用でございます。

10ページを御覧願います。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高見込みに関する調書。区分、公有林整備事業債、前々年度末現在高4,386万6,000円、前年度末現在高見込額3,733万7,000円、当該年度中増減見込、当該年度中元金償還見込額670万3,000円、当該年度末現在高見込額3,063万4,000円、計につきましては同額でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

説明員入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前10時22分 再開

○田村議長 休憩を解き会議を開きます。

◎日程第5 議案第22号

○田村議長 日程第5、議案第22号 令和2年度浦幌町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○鈴木町民課長 説明資料は48ページをお開き願います。議案第22号 令和2年度浦幌町国民健康保険事業特別会計予算。

令和2年度浦幌町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億1,844万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年3月2日提出、十勝郡浦幌町長。

この会計は、加入世帯数744世帯、被保険者数1,468人に係る国民健康保険事業の運営及び医療費の収支を処理する特別会計となっております。主な内容につきましては、説明資料の48ページから51ページに記載をしております。

予算書2ページと3ページの第1表、歳入歳出予算並びに4ページ、5ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括は、説明を省略をさせていただきます。

次の6ページをお開き願います。2、歳入、1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、本年度予算額1億9,660万円、2目退職被保険者等国民健康保険税、本年度予算額6,000円、いずれも一般被保険者及び退職被保険者等に係る保険税となっております。

7ページを御覧願います。2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目災害臨時特例補助金、本年度予算額1,000円、大災害に伴う保険税及び療養の給付に係る一時負担金等の減免に対する補助金でございます。

3款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金、本年度予算額4億4,509万7,000円、保険給付費として北海道から交付されるものでございます。主な増減といたしまして、被保険者等減に伴い保険給付費が減額と見込まれることから、普通交付金の保険給付費等交付金が1,499万2,000円減となっております。1節普通交付金、2節特別交付金の内容につきましては、説明資料49ページの記載のとおりでございます。

2項1目財政安定化基金交付金、本年度予算額1,000円。災害等の特別な事情により保険税収納額が不足する場合に北海道が設置する財政安定化基金から交付されるものでございます。

4款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、本年度予算額13万円、基金に対する利子でございます。

下段から8ページ上段を御覧願います。5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額6,385万2,000円、一般会計からの繰入金で、第1節保険基盤安定軽減分繰入金から第5節職員給与費等繰入金の内容につきましては説明資料に記載のとおりでございます。

2項1目基金繰入金、本年度予算額1,241万5,000円、国民健康保険事業基金繰入金で保

険税の増及び北海道への納付金額が減額になっていることによりまして793万4,000円の減額となっております。内容につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

6款1項1目繰越金、本年度予算額3万円、前年度繰越金でございます。

7款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金、本年度予算額20万円、2目退職被保険者等延滞金、本年度予算額1,000円、いずれも保険税の延滞金でございます。

3目一般被保険者加算金、次の9ページの4目退職被保険者等加算金、5目過料、いずれも本年度予算額1,000円、加算金及び過料でございます。

2項受託事業収入、1目特定健康診査等受託料、本年度予算額1,000円、社会保険等の被保険者分の特定健康診査等を本町の保健センター等に受託された場合の受託料となります。

3項雑入、1目一般被保険者第3者納付金、本年度予算額10万円、2目退職被保険者等第3者納付金、本年度予算額1,000円、いずれも交通事故等に係る第三者行為の納付金でございます。

3目一般被保険者返納金、4目退職被保険者等返納金、いずれも本年度予算額1,000円、被保険者の資格喪失後の受診等による返納金の内容でございます。

5目雑入、本年度予算額1,000円でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

次の10ページを御覧願います。説明資料は50ページをお開き願います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額2,643万1,000円、この会計に係る職員の人件費及び事務的経費を計上しております。主な増減といたしましては、人件費が40万6,000円の増、12節委託料のシステム改修業務委託料収入による55万円の減でございます。

11ページを御覧願います。2目連合会負担金、本年度予算額42万6,000円、北海道国保連合会への負担金でございます。

2項徴税费、1目賦課徴収費、本年度予算額269万円、国民健康保険税の賦課徴収に係る事務的経費となっております。主な増減といたしましては、12節委託料でクレジット収納システム改修業務委託料39万3,000円の増でございます。11節役務費、12節委託料、13節材料及び賃借料、18節負担金、補助及び交付金は、説明資料に記載のとおりでございます。

3項1目運営協議会費、本年度予算額15万2,000円、国民健康保険運営協議会委員9名に係る費用でございます。1節報酬は、説明資料に記載のとおりでございます。

予算書12ページをお開き願います。2款1項保険給付費、1目療養費3億6,552万7,000円、北海道国保連合会へ支払う医療費のうち保険者として浦幌町が負担する経費で、被保険者減に伴い療養給付費負担金1,040万8,000円の減でございます。

2目高額療養費4,410万2,000円、この目はいずれも被保険者が1か月の間に療養費の限度額を超えて支払った場合にその超えた額を被保険者である浦幌町が負担する経費でござ

いますが、被保険者減に伴い療養費給付費負担金454万8,000円の減でございます。

3目移送費、本年度予算額5万1,000円、被保険者の移送に係る経費でございます。

4目出産育児諸費、本年度予算額336万2,000円、国民健康保険の被保険者が出産した場合に支給する出産育児一時金に係る費用でございます。18節負担金、補助及び交付金は、説明資料に記載のとおりでございます。

5目葬祭諸費、本年度予算額36万円、国民健康保険の被保険者が亡くなられた場合支給する葬祭給付費に係る費用でございます。18節負担金、補助及び交付金は、説明資料に記載のとおりでございます。

3款1項1目共同事業拠出金、本年度予算額1,000円、退職者医療事業の事務費の分担金でございます。

予算書13ページを御覧願います。4款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分、本年度予算額1億7,679万7,000円で、被保険者減に伴い642万4,000円の減でございます。

2目退職被保険者等医療給付費分、本年度予算額12万6,000円、前々年度の退職被保険者等の保険税収入と納付金との差額及び保険税収入の推計値の合算額を道に納めるものでございます。2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、本年度予算額5,820万6,000円。

退職被保険者等後期高齢者支援金等分は、廃目整理となります。

3項1目介護納付金分、本年度予算額2,521万円、加入者数に応じて介護納付金として支払う経費ございまして、1人当たりの納付額の増額に伴い164万8,000円の増でございます。

以上4款の各目は、説明資料50ページ中段以降に記載のとおりで、全て北海道への納付金の内容でございます。

予算書14ページをお開き願います。5款1項1目財政安定化基金拠出金、本年度予算額1,000円、災害等の理由で納付金が納められない市町村に貸与または交付するための基金に拠出するものでございます。

6款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費、本年度予算額738万9,000円、特定健康診査、特定保健指導により糖尿病、高血圧、高脂血症等の予防を図ることを目的に行う事業に要する経費でございます。増額の主な内容は、10節需用費の家庭血圧手帳印刷代26万4,000円、13節使用料及び賃借料で体の成分分析器のレンタル料34万4,000円でございます。12節委託料は、説明資料51ページに記載のとおりでございます。

予算書15ページを御覧願います。2項保健事業費、1目保健衛生普及費、本年度予算額645万2,000円、被保険者の健康保持のために行う事業に要する経費でございます。増額の主なものは、12節委託料で補正対応していた予防接種及びがん検診の委託料を当初から見込んで383万3,000円の増でございます。12節委託料は、説明資料に記載のとおりでございます。

7款1項基金積立金、1目国民健康保険事業基金積立金、本年度予算額13万円でございます。国民健康保険事業基金積立金でございます。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、本年度予算額82万円、2目退職被保険者等保険税還付金、本年度予算額2,000円、いずれも資格を喪失した場合に過納となった保険税を還付する経費でございます。

予算書は16ページをお開き願います。3目保険給付費等交付金償還金、本年度予算額10万4,000円、保険給付費等交付金の返還金でございます。

4目その他償還金、本年度予算額1,000円、その他償還金でございます。

2項繰出金、1目他会計繰出金、本年度予算額1,000円、一般会計繰出金でございます。

9款1項1目予備費、本年度予算額10万円、予備費でございます。

以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

4番、伊藤議員。

○伊藤議員 予算書14ページ、6款1項1目特定健康診査等事業費についてお聞きします。

生活習慣病の発症や重篤化を防ぐために、医療費の削減を図るため特定健診というのは非常に重要なものだと考えているのですが、受診率はどれぐらいになるのでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

保健予防係長。

○新宅保健福祉課保健予防係長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

今年の受診率は、今暫定の状況ですが、53%に達するのではないかという予測を立てております。ただ、3月、まだこれから受診される方もいますので、もう少し伸びる可能性もあるかなというふうには思っております。

以上です。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 恐らく全国平均ぐらいの割合なのかなと思っておりますが、それに関連して、健康増進法第8条には市町村は基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、市町村健康増進計画を定めるよう努めるものとする規定されております。浦幌町においては、この計画は定められているのでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

保健予防係長。

○新宅保健福祉課保健予防係長 健康増進計画ですが、努力義務になっておりまして、浦幌町のほうではデータヘルス計画の中に網羅している部分もありますので、立ててはおりません。

以上です。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 もう一点お聞きします。

ネットでちょっといろいろ調べてみたのですが、平成25年から29年度まで特定健診実施計画があったということ確認できているのですけれども、今現在この計画というのはあるのでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

保健予防係長。

○新宅保健福祉課保健予防係長 第1期の計画の中には、第1期の部分は特定健診特定保健指導計画という形で別建てになって立てておりますが、第2期からはデータヘルス計画の中に網羅していいということになっていまして、データヘルス計画の中の別建てとか、中に特定健診と特定保健指導の計画を入れております。

以上です。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 すみません。ちょっと聞き取れなかった。何の計画に別建てで入っているのでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

保健予防係長。

○新宅保健福祉課保健予防係長 お答えさせていただきます。

第2期データヘルス計画の中に特定健診、特定保健指導の計画を入れております。

○田村議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第23号

○田村議長 日程第6、議案第23号 令和2年度浦幌町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○鈴木町民課長 議案第23号 令和2年度浦幌町後期高齢者医療特別会計予算。

令和2年度浦幌町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

還付金及び還付加算金でございます。

2項繰出金、1目他会計繰出金、本年度予算額1,000円、一般会計繰出金でございます。

4款1項1目予備費、本年度予算額1,000円、予備費でございます。

以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第24号

○田村議長 日程第7、議案第24号 令和2年度浦幌町介護保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○鈴木町民課長 議案第24号 令和2年度浦幌町介護保険特別会計予算。

令和2年度浦幌町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億6,906万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年3月2日提出、十勝郡浦幌町長。

予算書2ページ及び3ページの第1表、歳入歳出予算並びに4ページ、5ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括は、説明を省略させていただきます。

予算説明資料54ページを御覧願います。この会計につきましては、介護保険の運営及び介護給付費の会計を処理する特別会計となっております。主な内容につきましては、説明資料54ページから58ページに掲載してございますので、ご参照願います。

予算書6ページをお開き願います。2、歳入、1款1項介護保険料、1目第1号被保険者介護保険料、本年度予算額1億1,249万1,000円、この目につきましては65歳以上の第1号被保険者1,947人の方が納める保険料でございます。被保険者数の減に伴い519万2,000円

の減額となっております。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、本年度予算額 1 億102 万 4,000 円、保険給付費が国から交付される内容でございます。内容につきましては、説明資料 56 ページに記載のとおりでございます。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金、本年度予算額 4,932 万 6,000 円、国からの交付金の内容でございます。高齢者人口割合の全国平均との格差減少に伴い 124 万 1,000 円の減額となっております。内容につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

2 目地域支援事業交付金、本年度予算額 1,288 万 4,000 円、支援事業に対する交付金の内容でございます。1 節包括的支援事業・任意事業分、2 節介護予防・日常生活支援総合事業分の内容につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

3 目保険者機能強化推進交付金、本年度予算額 1,000 円、国から介護予防事業に対する交付金が交付されることになったものであります。

予算書 7 ページを御覧願います。3 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費負担金、本年度予算額 9,008 万 7,000 円、道からの保険給付費でございます。内容につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

2 項財政安定化基金支出金、1 目交付金、本年度予算額 2,000 円、3 項道補助金、1 目地域支援事業交付金、本年度予算額 687 万 8,000 円、いずれも道からの交付金でございます。1 節包括的支援事業・任意事業分、2 節介護予防・日常生活支援総合事業分の内容につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

4 款 1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、本年度予算額 1 億 5,876 万 9,000 円、2 目地域支援事業交付金、本年度予算額 471 万 5,000 円、どちらも社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。内容につきましては、それぞれ説明資料に記載のとおりでございます。

予算書 8 ページをお開き願います。5 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、本年度予算額 6 万円、基金利子でございます。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度予算額 1 億 2,493 万 5,000 円、介護給付費繰入金及び介護保険事業に係る職員の人件費、事務的経費等を一般会計から繰り入れるものでございます。保険料改定に伴う低所得者の保険料軽減繰入金が 416 万 2,000 円増額となっております。節の各内容につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

2 項基金繰入金、1 目給付費準備基金繰入金、本年度予算額 786 万円、基金からの繰入れでございます。国からの調整交付金等の減額に伴い 246 万 1,000 円が増額となっております。内容につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

7 款 1 項 1 目繰越金、本年度予算額 3 万円、前年度繰越金でございます。

議案書 9 ページを御覧願います。8 款諸収入、1 項延滞金及び過料、1 目第 1 号被保険者延滞金、本年度予算額 1,000 円、2 目過料、本年度予算額 1,000 円、保険料の延滞金及び

過料でございます。

2項雑入、1目第3者納付金、2目返納金、いずれも本年度予算額1,000円、第三者行為に係る納付金、返納金でございます。

3目雑入、本年度予算額2,000円、雑入でございます。

10ページをお開き願います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額1,562万9,000円、この会計に係る職員の人件費及び事務的経費を計上しております。増額の主なものといたしましては、人件費39万6,000円の増でございます。

2項1目賦課徴収費、本年度予算額121万5,000円、介護保険料の賦課徴収に係る事務的経費でございます。11節役務費、13節使用料及び賃借料につきましては、説明資料57ページに記載のとおりでございます。

予算書11ページを御覧願います。3項1目介護認定審査会費、本年度予算額466万円、東部4町で構成する介護認定審査会に係る経費でございます。減額の主なものは、11節役務費の手数料46万7,000円、18節負担金、補助及び交付金の介護認定審査会共同設置に係る負担金31万2,000円の減でございます。11節役務費、13節使用料及び賃借料、18節負担金、補助及び交付金は、説明資料に記載のとおりでございます。

2目認定調査費、本年度予算額202万円、要介護認定の認定調査に要する経費でございます。12節委託料は、説明資料に記載のとおりでございます。

予算書12ページをお開き願います。4項1目介護保険運営協議会費、本年度予算額4万円、介護保険運営協議会委員6名分に係る経費でございます。1節報酬は、説明資料に記載のとおりでございます。

5項1目趣旨普及費、本年度予算額8万8,000円、介護保険制度普及のための啓発用品購入に要する費用の内容でございます。

6項1目計画策定委員会費、本年度予算額59万7,000円、3年に1回策定することになっております浦幌町老人福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定審議会に要する費用の内容でございます。1節報酬は、説明資料に記載のとおりでございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス等給付費、本年度予算額1億5,400万円、次の13ページを御覧願います。2目居宅介護サービス等計画給付費、本年度予算額1,900万円、3目地域密着型介護サービス等給付費、本年度予算額1億1,300万円、4目施設介護サービス等給付費、本年度予算額2億4,400万円、いずれの給付費も被保険者が事業所からサービスを受けたときの費用に対し保険給付費で支払う内容のものでございまして、前年度実績に基づいて予算計上しております。

5目福祉用具購入費、本年度予算額50万円、6目住宅改修費、本年度予算額200万円、いずれも保険給付費として装具購入、住宅改修費用の7割から9割を被保険者の申請に基づき支払うものでございます。

7目審査支払手数料、本年度予算額43万円、北海道国保連合会への審査支払手数料の内容でございます。

2項1目高額介護サービス等費、本年度予算額1,400万円、限度額を超えた額を高額介護サービス費として保険者が支払うものでございます。

予算書14ページをお開き願います。3項1目高額医療合算介護サービス等費、本年度予算額210万円、介護保険と医療保険を利用した際に自己負担した年額費用が高額になったときに保険者が支払う内容でございます。

4項1目特定入所者介護サービス等費、本年度予算額3,900万円、低所得者の方の居住費、滞在費及び食費の負担軽減を図るために本人負担以外の分を北海道国保連合会に支払う経費でございます、実績に伴い200万円増額しております。

3款1項財政安定化基金拠出金、1目財政安定化基金償還金、本年度予算額1,000円、基金償還金でございます。

4款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費、本年度予算額1,201万4,000円、要支援者等に対し要介護状態などとなることを予防し、軽減、もしくは悪化の防止、さらには地域における自立した日常生活の支援並びに事業者が行う多様な支援サービスのニーズに対応する経費でございます。18節負担金、補助及び交付金は、説明資料に記載のとおりでございます。

予算書15ページを御覧願います。2目一般介護予防事業費、本年度予算額935万9,000円、高齢者の年齢や心身の状態等によって分け隔てることなく運動、栄養、口腔等に係る介護予防教室を充実させ、高齢者が地域において自立するための支援に係る経費を計上しております。12節委託料、13節使用料及び賃借料につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

3目高額介護予防サービス費相当事業等、本年度予算額3万円、介護予防・日常生活支援総合事業によるサービス利用料が高額になった場合に高額介護サービス費等に相当する費用を支払うためのものでございます。

4目その他諸費、本年度予算額4万7,000円、審査支払手数料の内容でございます。

予算書16ページをお開き願います。2項包括的支援事業費、1目地域包括支援センター運営事業費、本年度予算額1,925万9,000円、本町の地域包括センターの運営に係る経費でございます。増額の主な内容は、人件費分54万3,000円の増でございます。1節報酬、13節使用料及び賃借料は、説明資料に記載のとおりでございます。

予算書17ページを御覧願います。2目在宅医療・介護連携推進事業費、本年度予算額13万6,000円、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に対し在宅医療と介護を一体的に提供するための啓発に関する経費でございます。

3目認知症総合支援事業、本年度予算額552万9,000円、認知症の人や家族に対し、早期診断に対応する支援体制の構築に係る経費でございます。12節委託料は、説明資料58ページに記載のとおりでございます。

4目生活支援体制整備事業費、本年度予算額574万3,000円、高齢者に対し多様な日常生活上の支援体制の充実と社会参加の推進を一体的に図るために設置するものでござい

す。12節委託料は、説明資料に記載のとおりでございます。

3項任意事業費、1目介護給付等費用適正化事業費、本年度予算額8万4,000円、介護サービス利用者に対する利用サービスの内容や費用等を通知する郵便料ほかの内容で、旅費分2万9,000円を減額しております。

予算書18ページをお開き願います。2目家族介護支援事業費、本年度予算額356万3,000円、在宅において介護している家族の身体的、精神的、経済的負担を軽減し、家族介護を継続していただくための支援に要する経費を計上しております。減額の主な内容は、19節扶助費の5名分の介護用品給付費60万円の減でございます。18節負担金、補助及び交付金、19節扶助費の内容につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

3目その他任意事業費、本年度予算額75万2,000円、成年後見制度利用支援事業として成年後見人等が必要となった低所得者の高齢者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費や報酬の助成をする経費並びに認知症サポート養成事業として認知症サポートの養成に要する教材費、研修費及び制度の周知に要する経費でございます。19節扶助費は、説明資料に記載のとおりでございます。

5款1項基金積立金、1目介護給付費準備基金等積立金、本年度予算額6万円は、基金積立金でございます。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者還付金、本年度予算額11万円、保険料の還付金、還付加算金の内容でございます。

予算書19ページを御覧願います。2目償還金、本年度予算額1,000円、介護給付費負担金等の精算に伴う償還金の内容でございます。

2項繰出金、1目他会計繰出金、本年度予算額1,000円、一般会計繰出金でございます。

7款1項1目予備費、本年度予算額10万円、予備費でございます。

次の20ページを御覧願います。債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書。事項、地域包括支援センターシステム機器借上料、限度額245万4,000円、前年度末までの支出見込額、期間、平成30年度から令和元年度、金額94万9,000円、本年度予算額（再掲）、金額47万2,000円、当該年度以降の支出予定額、期間、令和2年度から4年度、金額150万5,000円、左の財源内訳は特定財源の国、道支出金86万9,000円、その他財源34万6,000円、一般財源29万円でございます。

以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

9番、阿部議員。

○阿部議員 1点だけ、ちょっとシステムといいますか、説明資料の58ページの中にオレンジセーフティネットというのがあります。ソフトバンクとの契約なのだろうと思いますけれども、今までこれにお世話になったことがあるのかないのか、それからこのシステムについてどのようなことなのか教えていただきたいなと思います。

○田村議長 答弁願います。

高齢者福祉係長。

○佐藤保健福祉課高齢者福祉係長 ご質問のほうにご説明させていただきたいと思いません。

オレンジセーフティーネットにつきましては、ソフトバンクの提供するスマートフォンでの高齢者の徘徊等に際する検索の補助をするシステムとなっております。事前に登録いただいた高齢者の情報をスマートフォンのアプリを通して検索に協力いただける方に提供し、その場での検索の連携等についてもグループチャットのような形式で、情報の交換を容易にするというようなシステムとなっております。

ご説明は以上です。

○田村議長 9番、阿部議員。

○阿部議員 もう一点質問した。これにお世話になった人がいるのかいない、今までの間にとということもちょっと聞いたのですけれども。

○田村議長 答弁願います。

高齢者福祉係長。

○佐藤保健福祉課高齢者福祉係長 ご質問のほうに回答させていただきます。

昨年2月に1件検索の事例がありまして、その際に職員間の中でですけれども、検索の際にアプリケーションを利用したという実績があります。

以上です。

○田村議長 9番、阿部議員。

○阿部議員 やっぱりそのシステムがあつてよかつたのだなというふうに感じます。

それで、職員の方以外でやっておられる、お手伝いいただいているといひますか、そういう方が何名ぐらいおられるのかも聞きしたいのですが。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 このオレンジセーフティーネットにつきましては、先ほど実績で昨年2月にあつたということで報告させていただいたのですが、このオレンジセーフティーネットにつきましては、管内の町村と広域的な連携ということで現在協議を進めておりまして、そのデモということで現在職員等につきましてそのときに登録等させていただきました。一度実施したと。そのデモの後に徘徊等になりまして、行方不明者が出たものですから、1度実績があつたということでございます。ですので、今現在試行的にやっている部分もございまして、今後正式にソフトバンクと実施に向けて決定次第様々な町民の方々に協力を依頼しまして、協力会員として登録のほうお願いする関係ございまして、現在は町の職員のみ登録をさせていただいて、試行中だということにつきましてご理解いただきたいと思ひます。

以上でございます。

○田村議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りをいたします。ここで暫時休憩したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

午前11時14分 休憩

午前11時27分 再開

○田村議長 休憩を解き会議を開きます。

休憩前に引き続き審議を続けたいと思います。

◎日程第8 議案第25号

○田村議長 日程第8、議案第25号 令和2年度浦幌町浦幌町立診療所特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町立診療所事務長。

○新川診療所事務長 診療所特別会計予算書1ページを御覧願います。あわせて、説明資料につきましては59、60ページを御覧願います。議案第25号 令和2年度浦幌町浦幌町立診療所特別会計予算。

令和2年度浦幌町の浦幌町立診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,239万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和2年3月2日提出、浦幌町長。

この会計につきましては、町立診療所の管理運営及び診療に係る収支の会計を処理する特別会計でございます。

次のページの第1表、歳入歳出予算につきましては、説明を省略させていただきます。

4ページをお開き願います。第2表、地方債、起債の目的、浦幌町立診療所医療機器更新事業、限度額1,070万円、医療機器更新事業1,070万円、計、同額です。起債の方法、証書借入又は証券発行、利率、年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法、政府資金又は金融機関等の融通条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

次のページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括につきましては説明を省略させていただきます。

7ページをお開き願います。2、歳入、1款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額1億656万9,000円、一般会計繰入金のうち、普通交付税措置見込額等につきましては説明資料59ページに記載のとおりでございます。

2款1項1目繰越金、本年度予算額50万円、前年度繰越金でございます。

3款1項諸収入、1目診療報酬収入、本年度予算額1億7,461万円、この科目につきましては診療行為に伴う各種診療報酬の収入科目で、内訳につきましては説明資料59ページに記載のとおりでございます。

2項1目雑入、本年度予算額1万2,000円、2目過年度収入1,000円。

8ページをお開き願います。4款1項町債、1目浦幌町立診療所医療機器更新事業債1,070万円。

9ページを御覧願います。3、歳出、1款1項診療所費、1目診療所管理費、本年度予算額4,946万2,000円、この科目につきましては事務職員の人件費及び診療所の維持管理、運営に関わる経費でございます。減額の主なものは、12節、保守業務委託料で非常用発電機及び暖房用設備等ボイラー新規設置により46万円ほど減額となっております。

10ページをお開き願います。2目医業費、本年度予算額2億3,524万1,000円、この科目につきましては医療業務従事者の人件費及び診療業務に伴う医療材料、医療機器などの経費でございます。増額の主なものは、12節委託料で管理費増に伴う給食業務管理委託料51万4,000円、17節備品購入費で電子カルテ更新及び電動ベッドと医療機器購入に係る1,055万7,000円の増となっております。減額の主なものは、退職者による2節、3節、4節の人件費及び13節、前年度実績に伴う医療機器借り上げ料の減でございます。また、1節報酬及び12節委託料の増につきましては、賃金廃目による臨時看護師及び臨時医師賃金からの科目組替えによる増減でございます。12節委託料、13節使用料及び賃借料並びに17節備品

購入費につきましては、説明資料60ページに記載のとおりでございます。

2款1項公債費、1目元金、本年度予算額742万円、医療機器更新事業債に係る長期債償還元金でございます。

2目利子、本年度予算額21万9,000円、長期債償還利子でございます。

12ページをお開き願います。3款1項1目予備費、本年度予算額5万円、予備の支出に備えるための科目でございます。

13ページを御覧願います。債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書。事項、ベッドサイド関連機器等賃借料、限度額408万3,000円、前年度末までの支出見込額につきましては平成30年度から令和元年度、71万2,000円、本年度予算額56万9,000円、当該年度以降の支出予定額の期間につきましては令和2年度から令和7年度、327万2,000円、左の財源内訳の特定財源、その他327万2,000円でございます。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書。区分、浦幌町立診療所整備事業債、前々年度末現在高5,979万3,000円、前年度末現在高見込額1億135万2,000円、当該年度中増減見込みの当該年度中起債見込額1,070万円、当該年度中元金償還見込額742万円、当該年度末現在高見込額1億463万2,000円。計、同額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

9番、阿部議員。

○阿部議員 今コロナウイルスですごく騒がれているのですけれども、実際インフルについてなののですけれども、インフルエンザ、今年浦幌辺りはどんな状態なのかということで、その中身を聞かせていただきたい。まず、何名ぐらいあったのか、人数どうなのかなということ。お願いします。

○田村議長 答弁願います。

診療所事務長。

○新川診療所事務長 インフルエンザの状況です。インフルエンザの接種状況なのですが、まず今年、毎年予防接種につきましては予約制を取っております。そんな中で接種者数は1,872名おります。子どもさんについては2回接種ありますので、それも含めてということになっております。それで、発熱外来、この受診者数なのですが、今年、皆さん御存じのように、発症の時期が早まりました。それで、10月から出ております。それで、10月が受診者数につきましては27件、その中で1名の感染、11月につきましては66件中15名、12月につきましては246件発熱外来ありまして、そのうちで92名が感染、1月、76件中21名、2月が60件中4名ということで、12月が一番ピークで、100人近くの感染者がいたということで、合計でいいますと475件発熱外来来られまして、そのうち感染数が133名ということで、内訳でいいますとA型が130名、Bは3名というふうな状況でございます。

以上です。

○田村議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第26号

○田村議長 日程第9、議案第26号 令和2年度浦幌町公共下水道特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

施設課長。

○早瀬施設課長 浦幌町公共下水道特別会計予算書1ページを御覧願います。あわせまして、予算説明資料61ページから62ページを御覧願います。議案第26号 令和2年度浦幌町公共下水道特別会計予算。

令和2年度浦幌町の公共下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,673万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

令和2年3月2日提出、十勝郡浦幌町長。

この会計は、浦幌町公共下水道に関わる施設の建設及び維持管理をする特別会計でございます。

2ページを御覧願います。第1表、歳入歳出予算につきましては、説明を省略させてい

たきます。

4ページを御覧願います。第2表、債務負担行為、事項、水洗便所改造等の資金として帯広信用金庫が融資する貸付事業に対する損失補償、期間、令和2年度、限度額50万円、水洗便所改造等の資金として浦幌町農業協同組合が融資する貸付事業に対する損失補償、期間、令和2年度、限度額50万円。

第3表、地方債、起債の目的、下水道事業、限度額2,280万円、内容につきましては公共下水道事業、限度額2,280万円、起債の方法につきましては、証書借入又は証券発行、利率、年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法、政府資金又は金融機関等の融通条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

5ページから6ページの歳入歳出予算事項別明細書の1、総括につきましては、省略をさせていただきます。

7ページを御覧願います。2、歳入、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目公共下水道費分担金、本年度予算額1,000円、吉野処理地区における新規受益者に係る分担金でございます。

2項負担金、1目公共下水道費負担金、本年度予算額1,000円、市街地の公共下水道区域に係る受益者負担金でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目公共下水道使用料、本年度予算額6,238万円、公共下水道使用料でございます。内訳につきましては、予算説明資料61ページに記載のとおりでございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道事業費補助金、本年度予算額2,080万円、公共下水道事業における社会資本整備総合交付金450万円減額の内容でございます。

4款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、本年度予算額1,000円、水洗便所等資金貸付金の預託金利子でございます。

8ページを御覧願います。5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額1億1,924万9,000円、一般会計からの繰入金でございます。

6款1項1目繰越金、本年度予算額50万円、前年度繰越金でございます。

7款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金、本年度予算額1,000円、2目過料、本年度予算額1,000円でございます。

2項1目貸付金元利収入、本年度予算額100万円、水洗便所等貸付元金収入でございます。

3項1目雑入、本年度予算額2,000円、仮払消費税還付金及び雑入でございます。

9ページを御覧願います。8款1項町債、1目公共下水道事業債、本年度予算額2,280万円、公共下水道事業に関わる事業債で180万円減額の内容でございます。

10ページを御覧願います。あわせまして、予算説明資料62ページを御覧願います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額457万1,000円、この

目につきましては公共下水道の運営に要する一般管理費でございます。13節使用料及び賃借料につきましては、予算説明資料に記載のとおりでございます。

2目普及推進費、本年度予算額101万1,000円、水洗化に向けての普及推進に要する経費でございます。

10ページ下段を御覧願います。あわせまして、予算説明資料62ページを御覧願います。2項施設管理費、1目管渠管理費、本年度予算額818万8,000円、この目につきましては下水道管渠の維持管理に要する経費でございます。増額の主なものは、マンホール中継ポンプ分解整備の増加に伴う10節需用費の修繕料70万円増額の内容でございます。10節需用費の修繕料、12節委託料につきましては予算説明資料に記載のとおりでございます。

11ページを御覧願います。あわせまして、予算説明資料62ページを御覧願います。2目処理場管理費、本年度予算額3,286万円、この目につきましては終末処理場の維持管理に要する経費でございます。減額の主なものは、処理場施設等に関わる修繕料100万円減額の内容でございます。10節需用費の修繕料及び12節委託料につきましては、予算説明資料に記載のとおりでございます。

11ページ下段から12ページを御覧願います。あわせまして、予算説明資料62ページを御覧願います。2款事業費、1項1目下水道建設費、本年度予算額6,089万9,000円、この目につきましては公共下水道建設に要する経費でございます。減額の主なものは、終末処理場等設備更新工事に伴う14節工事請負費900万円減額の内容でございます。12節委託料及び14節工事請負費につきましては、予算説明資料に記載のとおりでございます。

12ページを御覧願います。3款1項公債費、1目元金、本年度予算額1億847万3,000円、2目利子1,063万4,000円、この目につきましては公共下水道事業債に関わる償還元金並びに利子でございます。22節償還金、利子及び割引料の長期償還元金656万3,000円、長期償還利子304万2,000円減額となっております。

13ページを御覧願います。4款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目過誤納還付金、本年度予算額5万円、過誤納が生じた際の還付に備えるための経費でございます。

5款1項1目予備費、本年度予算額5万円、予備の支出に備えるための費用でございます。

14ページを御覧願います。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高見込みに関する調書。区分、公共下水道事業債、前々年度末現在高8億668万6,000円、前年度末現在高見込額7億1,625万1,000円、当該年度中増減見込、当該年度中起債見込額2,280万円、当該年度中元金償還見込額1億847万3,000円、当該年度末現在高見込額6億3,057万8,000円。計につきましては同額でございますので、省略をさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。
これより議案第26号を採決いたします。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第27号

○田村議長 日程第10、議案第27号 令和2年度浦幌町個別排水処理特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。
施設課長。

○早瀬施設課長 浦幌町個別排水処理特別会計予算書1ページを御覧願います。あわせて、予算説明資料63ページから64ページを御覧願います。議案第27号 令和2年度浦幌町個別排水処理特別会計予算。

令和2年度浦幌町の個別排水処理特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,230万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

令和2年3月2日提出、十勝郡浦幌町長。

この会計は、浦幌町個別排水処理に関わる施設の設置及び維持管理をする特別会計でございます。

2ページを御覧願います。第1表、歳入歳出予算につきましては、説明を省略させていただきます。

4ページを御覧願います。第2表、債務負担行為、事項、水洗便所改造等の資金として帯広信用金庫が融資する貸付事業に対する損失補償、期間、令和2年度、限度額50万円、

水洗便所改造等の資金として浦幌町農業協同組合が融資する貸付事業に対する損失補償、期間、令和2年度、限度額100万円。

第3表、地方債、起債の目的、下水道事業、限度額890万円、内容につきましては個別排水処理施設整備事業、限度額890万円、起債の方法につきましては、証書借入又は証券発行、利率、年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法、政府資金又は金融機関等の融通条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

5ページの歳入歳出予算事項別明細書の1、総括につきましては、説明を省略させていただきます。

7ページを御覧願います。2、歳入、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目個別排水処理分担金、本年度予算額12万円、個別排水処理施設設置に関わる受益者分担金でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目排水処理施設使用料、本年度予算額1,238万3,000円、設置、使用されている個別排水処理施設に関わる使用料でございます。内容につきましては、予算説明資料63ページに記載のとおりでございます。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、本年度予算額1,000円、水洗便所等資金貸付金に関わる預託金利子でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額2,919万5,000円、一般会計からの繰入金でございます。

5款1項1目繰越金、本年度予算額20万円、前年度繰越金でございます。

6款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金、本年度予算額1,000円。

8ページを御覧願います。2目過料、本年度予算額1,000円でございます。

2項1目貸付金元利収入、本年度予算額150万円、水洗便所改造等資金貸付金元金収入でございます。

3項1目雑入、本年度予算額2,000円、仮払消費税還付金及び雑入でございます。

7款1項町債、1目個別排水処理施設整備事業債、本年度予算額890万円、個別排水処理施設整備に関わる事業債でございます。

9ページを御覧願います。あわせまして、予算説明資料64ページを御覧願います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額104万2,000円、この目につきましては個別排水処理施設に要する一般管理費でございます。増額の主なものは、消費税増税に伴う26節公課費30万円増額の内容でございます。13節使用料及び賃借料につきましては、予算説明資料に記載のとおりでございます。

9ページを御覧願います。あわせまして、予算説明資料64ページを御覧願います。2目普及推進費、本年度予算額172万1,000円、水洗化に向けての普及推進に要する経費でございます。18節負担金、補助及び交付金につきましては、予算説明資料に記載のとおりでござ

ざいます。

9ページ下段から10ページをごらん願います。あわせて、予算説明資料64ページを御覧願います。2項施設管理費、1目個別排水処理施設管理費、本年度予算額2,309万5,000円、この目につきましては個別排水処理施設等の維持管理に要する経費でございます。増額の主なものは、設置基数の増に伴う12節委託料の保守業務委託料80万円増額の内容でございます。10節需用費の修繕料及び12節委託料につきましては、予算説明資料に記載のとおりでございます。

10ページを御覧願います。あわせて、予算説明資料64ページを御覧願います。2款事業費、1項1目個別排水処理施設建設費、本年度予算額980万円、この目につきましては個別排水処理施設の建設に要する経費でございます。14節工事請負費につきましては、予算説明資料に記載のとおりでございます。

10ページ下段を御覧願います。3款1項公債費、1目元金、本年度予算額1,370万1,000円、2目利子、本年度予算額286万4,000円、この目につきましては個別排水処理施設整備事業債に関わる償還元金並びに利子でございます。

11ページを御覧願います。4款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目過誤納還付金、本年度予算額3万円、過誤納が生じた際の還付に備えるための経費でございます。

5款1項1目予備費、本年度予算額5万円、予備の支出に備えるための費用でございます。

12ページを御覧願います。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高見込みに関する調書。区分、個別排水処理施設整備事業債、前々年度末現在高2億390万9,000円、前年度末現在高見込額2億49万7,000円、当該年度中増減見込、当該年度中起債見込額890万円、当該年度中元金償還見込額1,370万1,000円、当該年度末現在高見込額1億9,569万6,000円。計につきましては同額でございますので、省略をさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りをいたします。ここで暫時休憩したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時14分 再開

○田村議長 休憩を解き会議を開きます。

休憩前に引き続き審議を続けたいと思います。

◎日程第11 議案第28号

○田村議長 日程第11、議案第28号 令和2年度浦幌町簡易水道特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

施設課長。

○早瀬施設課長 浦幌町簡易水道特別会計予算書1ページを御覧願います。あわせて、予算説明資料65ページから66ページを御覧願います。議案第28号 令和2年度浦幌町簡易水道特別会計予算。

令和2年度浦幌町の簡易水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億6,488万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和2年3月2日提出、十勝郡浦幌町長。

この会計は、浦幌町簡易水道に関わる施設の建設及び維持管理をする特別会計でございます。

2ページを御覧願います。第1表、歳入歳出予算は、説明を省略させていただきます。

4ページを御覧願います。第2表、地方債、起債の目的、簡易水道事業、限度額1,220万円、内容につきましては簡易水道事業、限度額1,220万円、起債の方法につきましては、証書借入又は証券発行、利率、年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)、償還の方法、政府資金又は金融機関等の融通条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を

短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

5ページを御覧願います。歳入歳出予算事項別明細書の1、総括につきましては、説明を省略させていただきます。

7ページを御覧願います。2、歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目簡易水道費負担金、本年度予算額3,690万円、この科目につきましては町道改良工事に伴う水道管移設工事等に係る負担金で330万円減額の内容でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料、本年度予算額1億5,156万2,000円、内訳につきましては予算説明資料65ページに記載のとおりでございます。

2項手数料、1目簡易水道手数料、本年度予算額17万円、給水工事設計審査に関わる手数料でございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額1億6,354万5,000円、一般会計からの繰入金でございます。

4款1項1目繰越金、本年度予算額50万円、前年度繰越金でございます。

5款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金、本年度予算額1,000円、2目過料、本年度予算額1,000円でございます。

8ページを御覧願います。2項1目雑入、本年度予算額2,000円、雑入及び仮払消費税還付金でございます。

6款1項町債、1目簡易水道事業債、本年度予算額1,220万円、簡易水道事業に関わる事業債で2,100万円減額の内容でございます。

国庫支出金、国庫補助金、簡易水道事業費補助金につきましては、廃目、廃項整理といたします。

9ページを御覧願います。あわせまして、予算説明資料66ページを御覧願います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額3,412万3,000円、この目につきましては簡易水道の運営に要する一般管理費でございます。増額の主なものは、消費税増税に伴う26節公課費100万円増額の内容でございます。1節報酬、13節使用料及び賃借料につきましては、予算説明資料に記載のとおりでございます。

10ページを御覧願います。あわせまして、予算説明資料66ページを御覧願います。2目施設管理費、本年度予算額6,470万8,000円、この目につきましては簡易水道施設の維持管理に要する経費でございます。減額の主なものは、公用車購入減に伴う17節備品購入費587万円減額の内容でございます。10節需用費の修繕料、12節委託料、13節使用料及び賃借料の機械借り上げ料、14節工事請負費につきましては、予算説明資料に記載のとおりでございます。

11ページを御覧願います。あわせまして、予算説明資料66ページを御覧願います。2款1項事業費、1目給水事業費、本年度予算額7,473万9,000円、この目につきましては簡易水道施設整備及び給水装置に関わる量水器取替えなどに要する経費でございます。増額の主なものは、水道ビジョン計画策定委託業務に伴う12節委託料150万円増額の内容でございます。

ます。減額の主なものは、統合簡易水道事業に伴う浄水設備更新工事が終了したことに伴う14節工事請負費4,340万円減額の内容でございます。12節委託料、14節工事請負費につきましては、予算説明資料に記載のとおりでございます。

3款1項公債費、1目元金、本年度予算額1億6,336万3,000円、2目利子、本年度予算額2,784万8,000円、この目につきましては簡易水道事業債に関わる償還元金並びに利子でございます。22節償還金、利子及び割引料につきましては、長期債償還元金では642万7,000円の増額、長期債償還利子では311万2,000円の減額となっております。

11ページ下段を御覧願います。4款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目過誤納還付金、本年度予算額5万円、過誤納が生じた際の還付に備えるための費用でございます。

5款1項1目予備費、本年度予算額5万円、予備の支出に備えるための費用でございます。

12ページを御覧願います。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高見込みに関する調書。区分、簡易水道事業債、前々年度末現在高18億6,119万1,000円、前年度末現在高見込額17億3,745万6,000円、当該年度中増減見込、当該年度中起債見込額1,220万円、当該年度中元金償還見込額1億6,336万3,000円、当該年度末現在高見込額15億8,629万3,000円。計につきましては同額でございますので、省略をさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

3番、高橋議員。

○高橋議員 浦幌町の水道事業の20年後のグランドデザインについてお伺いしたいと思います。

今年度予算、公共下水道個別排水、簡易水道含めて一般会計から3億1,200万円ほど繰入れがあるかと思えますけれども、20年後人口が、いろんな推計はもちろんありますけれども、3,000人を割ってくるのではないかという推計が出ております。もちろん学舎事業ですとか人口減少に歯止めをかけるための事業いろいろとやられているのは重々承知の上なのですが、人口が減って行って、地方交付税がどんどん人口対比で落ちていく中で、この3億円という一般会計からの繰入金がずっと継続していくのは難しいのではないかなというふうに私のほうでは考えております。そういった状況を含めて、今後浦幌町の水道事業というのはどういう方向性に持っていこうとしているのか、考えがあればお伺いさせていただきます。

○田村議長 答弁願います。

課長補佐。

○小笠原施設課長補佐 ただいまのご質問にお答えします。

まず、水道事業に関しましては、令和2年度に予算要求しております水道ビジョンを策定いたしまして、将来的な形を模索していきたいという考えでございます。その内容とし

ましては、当然人口減少ということも考えられます。今公営企業会計という準備をしておりますが、その中で資産台帳という整備も運用までの間で整理をしたいと考えております。その際に必要な更新しなければいけない施設がどのぐらいのストックがあるだろうと、人口の推移も見ながら、更新していかねばいけない施設、当然ダウンサイジングという、国としてはそういうものを求めているのですが、浦幌町として実際それは可能であるかということも含めながら将来像をつくっていかうと考えております。下水道事業、あと個別排水事業も当然同じような考えであります。下水道事業に関しましては、ストックマネジメント計画というのを平成29年に策定しまして、令和4年度までの計画を立てております。その中でも実際施設を効率的に長寿命化する際にどのぐらいの経費をかけるか、施設全部を更新するのではなく、施設の一部を更新したほうが効率的なのか、そういうことも考えながら将来経営を持続可能なものにしていかうという考えでございます。ただ、人口減少というのがどのぐらいの規模で減少していくか分からないというのも当然ありますが、最低限の施設とし、効率いい経営、その中では料金収入、当然起債等も考慮して、あと地方交付税等も加味しながら運営はしていきたいなと思っております。ただ、10年、20年となりますと当然形も変わるとは思いますが、当面令和2年度では水道ビジョンを策定しまして、おおむねの形は整理していきたいなと思っております。

以上です。

○田村議長 3番、高橋議員。

○高橋議員 ありがとうございます。水道というのは町民の生活にかなり直接的に、もちろん今やられていることがいい、悪いということを行っているわけではなくて、なるべく町民の方から頂く水道代を上げないよという配慮というか、やりくりをしていただいているのは重々承知の上ではあるのですが、恐らく水道料金上がっていくということも避けられないのかなというふうに考えておりますし、町民の方々もいきなり上がると言われるのと今のうちから少しずつとか、説明会をしながら多くの方の合意の上で上がっていくのもやむなしというような方向に持っていくのと恐らく受け止め方が少しずつ違うのかなというふうに思いますので、来年予算計上されている中でそういう計画ができ次第なるべく多くの方に知っていただけるように進めていただければなというふうに思います。

○田村議長 答弁願います。

施設課長。

○早瀬施設課長 ただいまの議員の質問にお答えいたします。

これから、今補佐のほうでお話ししましたとおり、水道ビジョンも策定していきますので、それ以降審議会のほうも開催していきますので、審議会等々でも協議を重ねながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○田村議長 10番、森議員。

○森議員 予算資料の10ページ、施設管理費の中の使用料及び賃借料の中で土地使用料と

いうのがあるのですけれども、これの説明をいただきたいなと思います。

○田村議長 答弁願います。

水道業務係長。

○斉藤施設課水道業務係長 この土地使用料に関しては、水道施設がある土地を使用している個人の方に土地使用料としてお支払いをしているものです。

以上です。

○田村議長 10番、森議員。

○森議員 結局水道管が通っている場所を使用しているという土地ですね。町全体で、皆さんに土地使用料というのはこれ大方払っているのだろうか。その辺ちょっとお聞きするのですけれども。

○田村議長 答弁願います。

答弁調整のため暫時休憩いたします。

午後 1時31分 休憩

午後 1時40分 再開

○田村議長 休憩を解き会議を開きます。

答弁を願います。

課長補佐。

○小笠原施設課長補佐 時間を取らせまして、大変申し訳ありませんでした。

賃借料につきましては、法人が1件、この1件につきましては内訳としては10件分あります。個人が5件という形です。通常は管路施設につきましては無償で貸借をお願いしているところなのですが、水道管といいますのは通常土の中に埋設されるということもありません。無償で契約をさせていただいている経過がありますが、今回個人の5件に関しましては地面より構造物が出ているというところがございます。当然個人の敷地の中を埋設していくということもありますので、従来の土地の使用の形状を一部変えるという声もありまして、契約をする条件として土地の使用料をお支払いしているという形でございます。法人に関しましては、占用する際には必ず占用料は取られますので、発生しているという内訳でございます。

以上です。

○田村議長 10番、森議員。

○森議員 土地の使用料を支払うということなのですけれども、ここ近年このように土地使用料を支払いをしたり、ちょっと前ですと土地を購入したところもこれありますよね、水道管を埋設するというので。そんな関係では、これ無償でやっているところは地主の方の了解を得ているのか、その辺どうも分からないのです。ですから、その辺分かるように説明をいただきたいなと思うのですけれども、私の言っていることがこれ間違っ

いるのでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

課長補佐。

○小笠原施設課長補佐 水道管を埋設する際には、当然地主の方と協議をさせていただいております。本来であれば、公共用地に埋設するというのが前提なのですがけれども、当然国道であったり、道道であったりとなりますと、道路構造物の中に水道管を埋設するという行為自体がなかなか難しいというような形になります。その際に水道を供給するという前提の中で受益者である、利用者、受益者の方、土地所有者の方に経過を説明させていただきながらご了解をいただくという形でございます。町内300キロ弱ぐらい水道管がありますが、それを個人の土地に埋まっている部分、全体ではないのですが、それを全路線土地使用料をお支払いをして、何十年も継続していくということがとても難しいということもございまして、このような経過で水道管の埋設をさせていただいているということでございます。

以上です。

○田村議長 10番、森議員。

○森議員 ということは、所有者の方が無償で、地下ですから、よろしいですよという方といや、ちょっと待てよと、こういうものが通るのにはもうちょっと話合いも必要でないかということころは、やはりそういう使用料だとか、土地を購入しているという判断でよろしいのですか。

○田村議長 答弁願います。

課長補佐。

○小笠原施設課長補佐 その際は、道路管理者のほうと協議をした前提ということで当然土地所有者の方と協議をさせていただくような形はあるのですがけれども、使用料が発生しないと埋設しない、させないという、そういう場合については当然ルート変更というのも考えなければいけないような形です。ただ、水道管といいますのはただ真っ直ぐいける場所と曲がってもいい場所とという様々な条件がございますので、その場所の条件によってどうしても土地使用料をお支払いして埋設をお願いするというケースとその場所を回避をして違う土地に埋設するというような形を取ります。その際には、どちらが経済的なのかということを検討しまして、最終路線を決めるという形でございますので、必ずしも土地使用料がないと埋設させないといった場合には土地使用料も支払うということではないと。そういった場合は、ルート変更も考慮して、最終決定をするということですよ。

以上です。

○田村議長 10番、森議員。

○森議員 言われることはよく分かります。ただ、これ飲料水のことですから、町民の皆さんに給水するということは私は先決だというふうに思います。ただ、私は公平感に欠けると。その辺は、どう思いなのでしょう。そういう面では、道路沿いに埋設するとか

移設するとか、そういうことも、理解ある人はいいですよとか、そういう方もやっぱりいるのではないですか。その辺どうなのですか。

○田村議長 答弁願います。

課長補佐。

○小笠原施設課長補佐 今お話ししたとおり、道路側のほうに移設するというのも当然考えの中で選択肢としてはございます。使用料を前提で契約するという話になりますと、今お話ししたとおり、土地の端に寄せる、その中で了解を得られればそちらに埋設しますし、どうしても支障になった場合に賃借料ですか、払うような条件で契約をさせていただくような形にはなっています。ただ、町全体の中で、5件という場所ではありますが、従来の土地使用とは異なっているということも町としても理解をした中で、ルート変更ができないというところがございますので、使用料をお支払いをさせていただいて、契約を締結させていただいているという形です。

以上です。

○田村議長 10番、森議員。

○森議員 言っていることは分かるのですけれども、今後町道においてこれ改良工事だとか、そういうところもありますでしょう。そういったときにやはり地主の方が了解していたければこれはいいと。また、もうちょっと考えてくれないかといったら、それぞれやっぱりこういう差が出てくるのでないかと思うのですけれども。

○田村議長 答弁願います。

課長補佐。

○小笠原施設課長補佐 水道管の埋設する場所に関しましては、例えば町道であれば基本的に道路用地の中に埋設をさせていただいています。ただ、全体の路線という選定がありますので、例えば国道、道道であれば基本土地の、道路用地の端に埋設するような形になりますが、道路構造物がありまして、どうしても民地に入らなければいけない。その際に通常の土地の使用形態が変わるのか。埋設したままであれば了解をいただいて、無償で契約をさせていただいているのですが、場所によっては国道用地、道道用地からルート回避をして、民地に移った際に空気弁と仕切り弁等のコンクリート構造物が地上に設置されるといった場合に地権者と協議をさせてもらって、貸借の契約をしていると。基本は道路用地を選定させてもらっています。道路改良工事に伴う水道管移設工事に関しましても最初のルート選定は道路用地で進めております。

以上です。

○田村議長 課長補佐。

○小笠原施設課長補佐 もう一点、平等性のお話でした。申し訳ありません。

平等性に関しましては、基本的に無償で進めておりますので、5件の方はおりますが、そのほかの受益者の方の中では平等性が保たれているという考えであります。ただ、5件の方に関しましては、先ほど来お話ししていますとおり、従来の土地使用が困難になった

という前提はございますので、その部分に関しましては使用料をお支払いしているという状況でございます。

以上です。

○田村議長 10番、森議員。

○森議員 この件につきましては分かりました。ただ、私の言っているのは、やはり公平感というのはこれどうなのだということを話しているのです。分かりますでしょう。

○田村議長 答弁願います。

町長。

○水澤町長 水道管の埋設、土地利用代のことですけれども、森議員が言われるように、有償で借りているところと無償で昔からその土地の利用、所有者の理解をいただいて、埋設させていただいている場合があるということも厳然たる事実であります。件数は少ないのですけれども、確かに使用料を払っているという状況であります。そういう面での公平感がないのではないかというご指摘でありますけれども、そういう面では確かに公平感がないというふうに思います。ただ、基本的に町のライフラインでありますから、ぜひそのライフラインの埋設については町民の皆様にご理解をいただきながら、無料使用させていただいているというのが基本中の基本でありまして、これをこれからも全員に払うということにはなかなかありませんので、それはご理解をいただく中で埋設を許可していただくということになっていくだろうというふうに思います。そういう面では、個人の考え方ありますから、それは有償でないと駄目だという、中にはそういう方もいらっしゃると思います。それは、そういう中でどうしてもライフラインの管を通さないとならないとなれば、先ほどから担当課が言っているとおり、迂回させて管をその土地から別なところに埋設するか、あるいは使用料を払いながらも町民のライフラインを確保していくかということは、行政として選択をせざるを得ないというのが状況だろうというふうに思います。そういう面での、全て公平にするということにはなかなかないということもぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

○田村議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

説明員退席のため暫時休憩いたします。

午後 1時54分 休憩

午後 1時55分 再開

○田村議長 休憩を解き審議を続けます。

◎日程第12 議案第29号

○田村議長 日程第12、議案第29号 浦幌町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 追加議案書の1ページを御覧願います。議案第29号 浦幌町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について。

浦幌町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月2日提出、浦幌町長。

次のページを御覧願います。浦幌町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

本条例の改正につきましては条文の朗読を省略し、説明資料により説明させていただきます。

追加議案説明資料の1ページを御覧願います。1、改正の趣旨でございますが、さきに行政報告いたしました国民健康保険税の賦課誤りは、令和元年第2回町議会定例会において行政報告させていただいた不適切事務処理に引き続いての事案であり、度重なる不適切な事務処理は町民の町政に対する信頼を著しく損なう行為であることを鑑み、町長及び副町長の責任の一端を表すため、給料月額の一部を減額する改正を行うものでございます。

2、改正の内容でございますが、附則第8項につきましては、町長の令和2年4月分及び5月分の給料月額を10%減額するものです。

附則第9項につきましては、副町長の令和2年4月分及び5月分給料月額を5%減額するものでございます。

3、施行期日でございます。この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第30号

○田村議長 日程第13、議案第30号 令和元年度浦幌町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 補正予算書1ページを御覧願います。あわせて、追加議案説明資料2ページを御覧願います。議案第30号 令和元年度浦幌町一般会計補正予算。

令和元年度浦幌町の一般会計補正予算(第13回)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ65億2,810万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月2日提出、浦幌町長。

次のページ、2ページの第1表、歳入歳出予算補正並びに3ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1の総括は、説明を省略させていただきます。

4ページを御覧願います。2、歳入、17款繰入金、2項1目基金繰入金53万1,000円を追加し、3億3,096万9,000円、財政調整基金繰入金を追加するものでございます。

3、歳出、3款民生費、2項児童福祉費、7目学童保育所費20万円を追加し、905万円、内容につきましては説明資料2ページに記載のとおり、浦幌小学校の臨時休業により3月5日より学童保育所の開所時間を早めて児童を受け入れることに伴う放課後児童支援員の賃金を追加するものでございます。13款諸支出金、1項1目過年度支出金33万1,000円を追加し、131万4,000円、内容につきましては説明資料2ページに記載のとおり、平成30年度障害児入所給付費等国庫負担金返還金を追加するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

6番、安藤議員。

○安藤議員 この補正の関係についてはよろしいかと思うのですが、このコロナウイルス

の関係でやはり飲食店なり、いろいろ人がまばらとなっているという話は聞きますけれども、経済対策について何か町のほうでやられていくのかお聞きしたいと思います。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

浦幌町で今回の新型コロナウイルス対策本部、そちらが設置された段階におきまして、商工業者、商工会、そちらのみならず、農協、水産業者、各産業団体様宛てに対策本部が設置された旨まずお知らせをさせていただいております。その中で、様々な業態の中で情報が個人であったり、加入者であったり、様々な情報がもし入った段階においては、産業課のほうにその情報の提供をいただくと。また、逆に我々のほうでもそういった情報がありましたら提供していくと、そういった意思の共有を図らせていただいております。今現在におきましては、静観をしているという状況でございます、特に金銭的な何がしかの融資の制度、そういったものを、町としてこれを行うといった決まったものはございません。その辺は、国の政策等も日々発表がされておりますけれども、そういったものも注視しながら、また要望等ございましたら、そういった中で適宜対応を重ねていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○田村議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第31号

○田村議長 日程第14、議案第31号 令和元年度浦幌町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○鈴木町民課長 補正議案書5ページをお開き願います。あわせまして、追加説明資料3ページを御覧願います。議案第31号 令和元年度浦幌町国民健康保険事業特別会計補正予

算。

令和元年度浦幌町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第5回）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ340万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ7億1,172万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月2日提出、浦幌町長。

6ページの第1表、歳入歳出予算補正並びに7ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、説明を省略させていただきます。

8ページを御覧願います。2、歳入、1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税340万円を追加し、2億320万円、説明資料3ページの記載のとおり、議会初日で行政報告をさせていただきました課税誤りによる追加課税分を補正させていただくものでございます。

3、歳出、6款1項基金積立金、1目国民健康保険事業基金積立金340万円を追加し、806万7,000円、国民健康保険事業基金に積み立てるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、このたびの不適切な事務処理によります補正となりましたことに対し誠に深くおわび申し上げるものでございます。誠に申し訳ありませんでした。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

3番、高橋議員。

○高橋議員 特に責めたりなんだりというわけではないのですけれども、やはり2度目のというか、前回に引き続きという形になりますので、どういった原因があったのかということと再発防止策の検討がどうなっているかについてご説明いただければと思います。

○田村議長 答弁願います。

町民課長。

○鈴木町民課長 このたびのことは大変申し訳ございませんでした。条例改正を行いました、その内容につきまして担当間の情報共有を図りまして、課税段階でシステムの入力をする時点でシステム間違い、入力し忘れたということがございまして、本来であれば上司である係長であり、私がチェックをするべきところをチェックがされずに、このような事態になってしまったということでございますので、改めまして課内の係間の情報の共有をしっかりとるようにしまして、また係長、私も含めてチェック体制の再度構築を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○田村議長 1番、沼尾議員。

昨日もお伺いしたのですけれども、内部統制について、昨年も委員会で報告をしているとおり、内部統制の制度について導入していただきたいというような考えをご報告させていただいて、昨日の質疑の中でもご回答いただいた中では効果については分かるが、すぐには実行することができないというような内容の答弁でございましたけれども、すぐにこの内部統制、導入できない理由というのをちょっとお聞きしたいのですけれども。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 内部統制の関係につきましては、昨日お話ししたような状況でございますけれども、今これに伴って同じように監査制度の充実というものも今後4月から行われることとなっております。まずは、私どもとしましては、そちらのほうの監査制度の充実ということで、監査基準等が設けられますので、そちらの中身のほうをしっかりとやっていくということをまず初めに行った上で、あと内部統制については、昨日もお話ししましたけれども、当然当分の間は努力義務という形になっておりまして、指定都市ですとか都道府県が先行して行いますので、そこの中でどのように行うのかということを我々も見ながら、それで研究しながら進めていきたいということで考えているものでございまして、まずは監査制度の充実に対する監査基準に基づいた我々の対応というものをしっかりとやっていくことをやっていきたいというふうに考えているものでございます。

以上です。

○田村議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 発委第1号

○田村議長 日程第15、発委第1号 浦幌町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

6番、安藤委員長。

○安藤議会運営委員長 議会提出議案書の1ページを御覧ください。発委第1号 浦幌町

議会委員会条例の一部改正について。

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び浦幌町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和2年3月11日提出、議会運営委員会委員長。

議案書の2ページを御覧ください。浦幌町議会委員会条例の一部を改正する条例。

浦幌町議会委員会条例（平成24年浦幌町条例第29号）の一部を次のように改正する。

本条例の一部改正につきましては、改正文の朗読を省略し、議会提出議案説明資料をもって説明させていただきます。

説明資料の1ページを御覧ください。1、改正の趣旨であります。浦幌町課設置条例の一部改正に伴い所要の整理をするため、関係条例の一部を改正するものです。

2、改正の内容、第2条第1号アにこども子育て支援課を追加する。

3、施行期日につきましては、令和2年4月1日から施行する。

説明資料2ページにつきましては、このたびの条例改正に係る新旧対照表となっておりますので、御覧おき願います。

以上、提案に係る説明とさせていただきます。議員各位のご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 討論なしと認めます。

これより発委第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 発議第1号

○田村議長 日程第16、発議第1号 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りをいたします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付の内容で議員派遣をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、提案のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

◎日程第17 発議第2号

○田村議長 日程第17、発議第2号 所管事務調査についてを議題といたします。

各委員長から、次の定例会までの議会閉会中にお手元に配付のとおり所管事務調査を行いたい旨の申出がありました。所管事務調査については、各委員長の申出どおり各委員会に付託をして議会閉会中にこれの調査をすることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長より申出のあった所管事務調査については、各委員会にこれの調査を付託して議会閉会中の調査をすることに決定をいたしました。

◎閉会の議決

○田村議長 これで本日の日程及び本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。

◎町長挨拶

○田村議長 町長より発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○水澤町長 議長のお許しを頂きましたので、令和2年第1回定例会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会に上程いたしました一般議案、令和元年度の補正予算案、また令和2年度の予算案、さらに同意案件3件につきまして慎重審議をいただきながら可決成立をしていただきました。誠にありがとうございます。令和2年度の総予算額は101億3,357万3,000円ということになりましたけれども、本年度の大型事業につきましては認定こども園の建設事業であります。議員の皆様から多くの意見を頂きましたし、総務文教厚生常任委員会での所管事務調査もしていただきました。その所見の中では、実施設計発注時の金額をもって総事業費として説明し、審議会で審議を行うことができたと思われるという所見を頂きました。しかし、実施設計発注時の金額は誠におおよその金額でありまして、その段階で実施設計が行われていないことから、積算根拠を持たない数字であるため、審議会に審議をしていただくわけにはまいりませんでした。しかし、ご指摘いただきました建設費の大幅な増加について総合計画審議会に早い段階で説明すべきだったという指摘につきましては、

まさにご指摘のとおり変更が大きくなるという情報を何らかの形で審議会に情報提供を早くすべきだったと反省もしているところでもあります。大型事業を進めるに当たりまして、本町の財政についても心配をおかけしている面もあろうかと思いますが、認定こども園建設事業につきましては地方債を充当するという事になっておりますことから、3年据置き、9年での償還ということになります。その中で7割が普通交付税で措置されますことから、3割が一般財源での償還ということになります。計画額が大きく変わりましたが、最新の財政推計におきましても町の財政指標であります実質公債比率は10%台を維持することができますし、さらにこれが低下していくという推計になっているところでもあります。危険推移であります早期健全化比率は25%でありますけれども、これを大きく下回るものということになっているところでもあります。また、他の財政指標でもあります連結実質赤字比率、また将来負担比率ともゼロであります。浦幌町の財政の健全化は保たれていくというふうに思っているところでもあります。ただ、今度の事業計画につきましては、基本的にまちづくり計画に計上して進めてまいりますけれども、総合振興計画審議会や町民へのプロポーザルなど説明を十分に行いながら、さらなる財政の健全化に向けて事業の効率化とスリム化を進めてまいりたいと考えているところでもあります。

令和2年度は第3期まちづくり計画の最終年度ということになりまして、その執行につきましてはさらに慎重を期すとともに、行政効率を上げるよう取り組んでまいる所存であります。また、第4期まちづくり計画の策定につきましては、町民の皆様のニーズを的確に捉えるためにワークショップ、審議会、策定委員会のご意見を頂きながら浦幌町の明るい未来を実現するための計画となるよう取り組んでまいりたいと考えているところでもあります。議員の皆様には本定例会で種々提言、また建設的なご意見も頂きましたことには厚くお礼を申し上げたいというふうに思っているところでもあります。町政執行でも述べさせていただきましたが、皆様から頂きました様々なご意見を基によりよい町政推進のために職員一丸となって取り組んでまいる所存でありますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

令和2年第1回定例会閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○田村議長 これをもって本日の会議を閉じます。

令和2年第1回浦幌町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時23分